

○海上自衛隊信号旗を艦船又は陸上の部隊若しくは機関の旗掛に掛ける場合の配列順序に関する達

昭和 31 年 2 月 14 日

海上自衛隊達第 10 号

改正 昭和 36 年 1 月 11 日 海上自衛隊達第 1 号〔第 1 次改正〕

昭和 56 年 7 月 10 日 海上自衛隊達第 25 号〔第 2 次改正〕

昭和 63 年 4 月 8 日 海上自衛隊達第 20 号〔海上自衛隊の病院の廃止及び自衛隊地区病院の新設に伴う関係海上自衛隊達等の整理に関する達 5 条による改正〕

海上自衛隊信号旗を艦船又は陸上の部隊若しくは機関の旗掛に掛ける場合の配列順序に関する達を次のように定める。

海上自衛隊信号旗を艦船又は陸上の部隊若しくは機関の旗掛に掛ける場合の配列順序に関する達

第 1 条 海上自衛隊信号旗を海上自衛隊の使用する船舶（以下「艦船」という。）又は陸上の部隊若しくは機関（海上幕僚長の監督を受ける自衛隊地区病院を含む。）の旗掛に掛ける場合の配列順序は、別表のとおりとする。

第 2 条 艦船の構造等により別表の段数によりがたい場合には、その配列順序を変えることなく適宜段数を変更して配列することができる。

附 則

この達は、海上自衛隊信号規則施行の日から施行する。

附 則〔1 次改正による附則〕

この達は、昭和 36 年 4 月 1 日から施行する。ただし、昭和 36 年 12 月 31 日までは、なお従前の例によることができる。

附 則〔第 2 次改正による附則〕

この達は、昭和 56 年 7 月 10 日から施行する。

附 則〔海上自衛隊の病院の廃止及び自衛隊地区病院の新設に伴う関係海上自衛隊達等の整理に関する達の附則〕

この達は、昭和 63 年 4 月 8 日から施行する。

別 表

上段	T A C K	A	B	C	D	E	F	G	H	I	J	K	L	M	N	O	P	Q	R	S	T	U	V	W	X	Y	Z	E M E R G	T A C K	S T A T I O N	P R E P	I N T	N E G A T	P O R T	S T B O	S C R E E N	T O K U
下段	E L O T	S Q U A D	D I V	S U B D I V	D E S I G	p1	p2	p3	p4	p5	p6	p7	p8	p9	pφ	C O D E	T A C K	T A C K	F O R M	T U R N	C O R P E N	S P E E D	1	2	3	4	5	6	7	8	9	φ	1st S U B	2nd S U B	3rd S U B	4th S U B	